

別添2 月刊中販連ニュース11月号掲載予定記事

古物営業法の改正の注意点(届出をしないと古物許可が失効する)について

10月号で、改正古物営業法の概要についてご案内いたしました。今月号は改正の注意点についてお知らせいたします。

今回公布された古物営業法の施行は二段階となっており、第一段階として平成30年10月24日より「営業制限の見直し」、「簡易取消しの新設」、「欠格事由の追加」が行われ、次に第二段階として公布日である平成30年4月25日から2年を超えない範囲の施行日以降に「許可単位の見直し」が実施されます。

この「許可単位の見直し」により、古物営業の継続を希望する場合は既に許可を得ている古物商・市場主であっても、平成30年10月24日の第一段階施行日から第二段階施行日の間※に、主たる営業所等の名称及びの所在地の届出が必要となります。

この期間に届出をしなかった場合は現在所持している許可が失効しますので、警察署への届出を忘れることがないようにご注意ください。

